

報告第 2 3 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、訴えの提起について次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 9 月 2 4 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、児童手当等過払金の償還に係る訴えの提起について、次のとおり専決処分する。

令和2年7月13日

足立区長 近藤 弥生

## 訴えの提起について

足立区は、下記により東京簡易裁判所に対し、訴えの提起をする。

### 記

- 1 相手方  
東京都練馬区在住者 外
- 2 訴えの要旨  
足立区は、児童手当等過払金263万1,238円（3件）及び遅延損害金並びに訴訟費用を請求する。
- 3 訴訟遂行の方針  
弁護士を訴訟代理人に選任し、訴訟を遂行する。